

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市感染症対応業務管理システム運用保守業務委託(その3)	10 情報処理	デロイト・トーマツコンサルティング合同会社	4,139,960	R5.10.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	結核登録者情報システム(大阪市独自システム)機器更新に伴うデータ移行及び動作確認業務委託	10 情報処理	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	4,253,700	R5.10.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	高齢者施設等従事者へのPCR検査等業務委託その3(単価契約)	13 その他代行	合同会社Setolabo	単価契約3,623 円外	R5.10.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

### 1 契約名称

大阪市感染症対応業務管理システム運用保守業務委託（その3）

### 2 契約の相手方

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

### 3 随意契約理由

大阪市感染症対応業務管理システム（以下、「本システム」という。）は、令和4年度に新型コロナウイルス感染症の患者データを一元的に管理するために導入し、基本情報の登録や疫学調査の結果、健康観察の状況、入院等公費負担の執行など、新型コロナウイルスにかかる本市業務を行うための重要なシステムである。

よって、本システムが障害等により停止した場合の本市業務に与える影響は非常に大きく、ひいては患者生命に関わる可能性があることから、安定したシステムの稼働を確保することは必要不可欠である。

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社は、本システムの基盤である保健所業務支援ソリューションを提供している事業者であり、システムの仕様細部まで熟知していると同時に、運用管理への支援、制度改正等に伴うシステム改修や機能追加への対応、障害発生時の迅速かつ的確な原因究明及び復旧作業が可能な唯一の事業者であることから、上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0739）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

結核登録者情報システム(大阪市独自システム)機器更新に伴うデータ移行及び動作確認業務委託

### 2 契約の相手方

東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所

### 3 随意契約理由

結核発生動向調査事業は、有効かつ的確な結核予防対策の確立・推進に資することを目的として、昭和 61 年厚生省保健医療局長通知に基づき実施されており、結核患者の発生状況、受療状況等の情報を把握するために結核発生動向調査システムが創設された。平成 19 年からは結核登録者情報システム〔感染症サーベイランスシステム (NESID) (以下、「厚労省システム」という。))〕となり、全国の結核発生状況を把握する国の唯一の手段として運用されているところである。

厚労省システムは利用権限の関係上、保健所単位での使用となっているが、本市においては各区保健福祉センターで結核患者の管理を行っているため、厚労省システムをそのまま使用することはできない。このため、厚労省システムを一部カスタマイズした本市独自の結核登録者情報システム (以下、「独自システム」という。) を構築し、各区に専用端末を設置することにより、各区における情報入力、帳票作成、出力等の作業を可能としている。独自システムにおいて作業した情報は、日々厚労省システムに反映させ、業務の円滑な遂行を図っている。

今般、独自システムに使用するサーバ及び端末が令和 5 年 12 月末でリース期間満了を迎えるため、令和 6 年 1 月から新サーバ及び端末を導入するが、この機種更新に伴い、独自システムにかかるアプリケーションのインストール、現行サーバから新サーバへのデータ移行、各機能の動作検証及び必要なプログラム 修正を行う必要がある。

独自システムは、東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所 (以下、「東芝デジタルエンジニアリング」という。) に当初開発を委託しており (当時は「東芝情報システム株式会社」)、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

(1) 東芝デジタルエンジニアリングは独自システムの設計・開発を行って

おり、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、改修に際してもその調査・検討が容易にできる。

- (2) 改修時にも、システムを停止させることなく安定的な運用を継続させるためには、これまで開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、東芝デジタルエンジニアリングは、本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ  
(電話番号06-6647-0653)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

高齢者施設等従事者へのPCR検査等業務委託その3（単価契約）

## 2 契約相手方

合同会社 Setolabo

## 3 随意契約理由

本業務は、新型コロナウイルス感染症対策において、重症化リスクが高い者が多い高齢者施設等における集団感染を防ぐ観点から、高齢者施設等の従事者に対して、定期的なPCR検査を実施することにより、施設等へのウイルスの持ち込みを防止することを目的として行うものである。

新型コロナウイルスにかかる感染症法上の位置づけについては、令和5年5月8日より5類へ移行する決定がなされたが、同年3月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられた後の高齢者施設等における検査について」において、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設等における従事者への検査については、5類感染症に位置づけられた以降であっても、その必要性に鑑み当面継続すると政府より示されたことから、同年5月8日から9月30日までの期間において業務委託契約を行っている。

上記事務連絡においては、検査の終了時期が示されていないため、国における新型コロナウイルス感染症対策方針が10月1日以降も継続されることを前提に、契約手続きを行う準備を開始し、9月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により正式に継続の要請があったところである。

これまで本業務は、現契約相手方の「合同会社 Setolabo」以外に履行可能な事業者がいなかったが、今回再度市況の調査を行ったところ、履行可能事業者の存在が確認できた。よって競争入札により業者決定をすべきであるが、10月1日から履行するにあたり入札執行には準備期間として約2ヶ月の期間を要するため、その必要最小限の期間（令和5年10月1日～11月30日）、現に契約履行中である合同会社 Setolabo と契約する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

## 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0769）